

**令和6年度働きやすい職場「ひなたの極」広報強化業務委託
企画提案競技実施要領**

令和6年度に宮崎県（以下「県」という。）が実施する「働きやすい職場『ひなたの極』広報強化」に関する業務（以下「本業務」という。）に係る委託先事業者の選定に当たり、この要領に基づき企画提案競技を行う。

1 委託内容

別紙「働きやすい職場「ひなたの極」広報強化業務委託仕様書」（以下「業務委託仕様書」という。）による。

2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

3 契約上限額

1,784,750円（消費税及び地方消費税額含む。）

4 参加資格要件

- (1) 「物品の買入れ等の契約に関する競争入札の参加資格、指名競争基準に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）」第2条に規定する入札参加資格を有する者
- (2) 宮崎県に本店又は営業所を置く者
- (3) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者
- (7) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者
- (8) 県税に未納がないこと。
- (9) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者
- (10) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者

5 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

6 スケジュール

(1) 公告	令和6年4月24日(水)
(2) 質問票受付期限	令和6年5月8日(水) 午後5時
(3) 企画提案競技の参加申込書提出期限	令和6年5月14日(火) 午後5時
(4) 企画提案書提出期限	令和6年5月20日(月) 午後5時
(5) 公募団体ヒアリング	令和6年5月22日(水)
(6) 審査結果の通知	令和6年5月28日(火) まで

7 企画提案競技の方法

(1) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書(別紙1)を提出すること。

① 提出先

下記11を参照

② 提出期限

令和6年5月14日(火) 午後5時

③ 提出方法

電子メール又はファックス(提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。)

(2) 企画提案書の提出

① 企画提案書の内容

記載内容は下記のとおりとする。

ア 企画・提案の内容

業務委託仕様書にある全ての業務について企画・提案の内容が具体的にわかるように記載すること。

イ 業務にあたるスタッフ体制

ウ 業務実施にあたっての優位性及び特色

業務を実施する上で、他の法人等と比較した優位性(過去の類似事業実績、スタッフの実績等)や特色があれば記載すること。

エ 法人(団体)の概要

法人の業務内容、業務実績

② 提出書類

ア 企画提案書表紙(別紙2)

イ 企画提案書(原本1部、コピー4部)

- ・ 提出する企画案は、1案のみとする。
- ・ 書式はA4版1冊にまとめること。(やむを得ない箇所はA3折りたたみでも可)

ウ 見積書(原本1部、コピー4部)

- ・ 業務委託仕様書に定める各項目について積算した見積書を提出すること。
- ・ 見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税額、合計額を明記すること。
- ・ 宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とし、業務名は『令和6年度働きやすい職場「ひなたの極」広報強化業務委託』とすること。

- ・ 担当者氏名及び連絡先（電話番号やメールアドレス）を記載すること。
- エ 誓約書（1部）
 - ・ 別紙3により提出すること。
- オ 業務実績書（5部）
 - ・ 本業務と同種・同規模程度の業務実績（過去2年以内）について、契約相手、事業名、契約金額がわかるように記載すること。（任意様式）
- ③ 提出先
下記11を参照
- ④ 提出期限
令和6年5月20日（月）午後5時
- ⑤ 提出方法
持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）
- ⑥ 留意事項
提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

（3）質問等

本企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、企画提案競技質問票（別紙4）を提出すること。

- ① 提出先
下記11を参照
- ② 提出期限
令和6年5月8日（水）午後5時
- ③ 提出方法
電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）
- ④ 問合せの内容及び回答
質問への回答は、原則として質問受付日から2日以内（土日・祝日は除く。）に質問者へ電子メールで送付することとする。なお、質問の内容が仕様書に関わる重要な事項の場合は、県ホームページにて回答を公開することがある。（質問者名は公表しない。）

（4）審査の実施

- ① 審査
各委員が、提出された企画提案書等の内容について、別紙「令和6年度働きやすい職場「ひなたの極」広報強化業務委託企画提案競技実施基準書」に基づき審査を行い、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。
- ② 方法
ヒアリングによる企画提案競技方式とする。
令和6年5月22日（水） ※時刻は別途通知する
- ③ 場所
県庁8号館4階 第一会議室
- ④ 時間
説明時間は15分以内とする。質疑は10分以内を目安とする。

(5) 審査の通知

令和6年5月28日(火)までに、採択・不採択にかかわらず通知する。

(6) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき。
- ② 提案書を期限までに提出しないとき。
- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき。
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき。
- ⑤ 提案の内容が契約上限額を超えているとき。
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき。

8 契約の方法

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。
- (2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

9 契約保証金

宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第101条の規定による。

10 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は原則、全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 委託料の支払い方法は、精算払とする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。

11 問合せ及び書類提出先

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10-1

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課

労政福祉担当 吉田、一井

電話 0985-26-7106

ファクシミリ 0985-32-3887

電子メール koyorodoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp